一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷字操矢ノ原八八の四、八八の五、字古在家二七四三の一、二七六二の二、二七六四のロの2、字熊倉四四八〇の二、字西ヶ谷戸四五八八の一・四五八八の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字水ノ尻日向四七四二、字権現沢五〇九〇のイ、五〇九四、五〇九七、五〇九九、五一〇一、宮ケ瀬字タケ四九二の五、四九二の八、字北原九七三の一、九七四の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ヶ谷戸四五八八の一・四五八八の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び清川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十五年七月二十四日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
兵庫県養父市八鹿町石原字奥山一六三九、一六四〇（次の図に示す部分に限る。）、一六四〇の四、長野字ヌク山五〇、字宿南一一二一、一一八、字大谷山一八六、一八六の六、一九二、一九九の一（次の図に示す部分に限る。）、二一六、字内山二六四の三、二六四の四、餅耕地字サヽ八六の一、八九、九二、九三の一、九三の二、九四の二から九四の七まで、三六八から三七二まで、字ヒナタ一三、一三二の一、能座字大谷一四八、一四八の一、一四八の二、森字ウシロガ谷九〇、九〇の一、九〇の二、字長右衛門山八八の一、八八の二、字才木南側一一三の一から一一三の三まで、一一三の五、字才木北側一一五、一一五の一、一一五の二、三谷字三谷北側一八三、一八三の一、一八三の三四から一八三の五三まで、一八三の五六から一八三の六〇まで、一八三の六二から一八三の七四まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字サヽ九二・九四の二・九四の四・九四の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八六の一、八九、三六八、字才木南側一一三の三・一一三の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百三十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。
平成二十五年七月二十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

㈠　登録番号　17
㈡　登録基幹技能者講習実施機関の名称
ダイヤモンド工事業協同組合
㈢　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地
東京都港区芝五丁目十三番十六号
㈣　変更年月日　平成二十五年六月二十五日

○国土交通省告示第七百三十七号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。
平成二十五年七月二十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

㈠　登録番号　3
㈡　登録基幹技能者講習実施機関の名称
一般社団法人日本造園建設業協会
㈢　変更後の登録基幹技能者講習事務を行う事務所の所在地
東京都文京区本郷三丁目十五番二号
㈣　変更年月日　平成二十五年七月八日

○国土交通省告示第七百三十八号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。
平成二十五年七月二十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7JMU	141743	なつい	平成25. 6.17
7JNX	141842	第五十一開洋丸	25. 6.19
7JOD	141860	NSS FORTUNE	25. 6.12
7JOJ	141879	GRANDE PROGRESSO	25. 6.27
7JOO	141890	新青丸	25. 6.11
7JOP	141892	第六十七源榮丸	25. 6. 6
7JOS	141899	CORONA GARLAND	25. 6. 7
7JOW	141912	GRANDE SOLARIS	25. 6. 7
7JPC	141917	第二十一権栄丸	25. 6.14
7JPL	141878	シルバーエイト	25. 6.18
JD3315	141922	いすず丸	25. 6.21
JD3320	141928	明和丸	25. 6. 3
JD3328	141937	東昇丸	25. 6. 3
JD3330	141939	第十五北南丸	25. 6.24
JD3332	141943	CARBONIA NFAITHBOND	25. 6.21
JD3335	141946	第八十八東洋丸	25. 6.14
JD3340	141955	八華丸	25. 6.24
JD3343	141960	第五金洋丸	25. 6.27
JD3351	141971	第拾八久栄丸	25. 6.19
JD3554	141976	誠勇	25. 6.20

○国土交通省告示第七百三十九号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。
平成二十五年七月二十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7JFJ	141032	艮洋	平成25. 6. 7
7JJU	141503	STAR FORTUNE	25. 6. 7
JLKU	121875	びほろ	25. 6.27
JPIG	133123	硫邦丸	25. 6.28
JD2692	127109	北扇丸	25. 6.26
JG3461	117584	喜美丸	25. 6. 5
JG4885	131909	第二いづみ丸	25. 6.25
JG5228	134934	大隆丸	25. 6.17
JH3101	130089	てんおう	25. 6.26
JH3215	131564	第三金刀比羅丸	25. 6.27
JH3266	131617	藤成丸	25. 6.10
JI3332	128736	青峰山丸	25. 6. 4
JI3506	133420	第一浪速丸	25. 6. 7
JI3602	135057	星山丸	25. 6.13
JJ3317	125224	泉陽丸	25. 6.24
JJ3431	125374	第一天神丸	25. 6.27
JJ3606	130821	第十一金栄丸	25. 6.27
JK5077	132502	第五ちとせ丸	25. 6.18
JK5337	134694	啓隆丸	25. 6. 3
JL6036	132076	大洲丸	25. 6.27
JL6126	132953	十五しんこう	25. 6.27
JL6527	135566	伯運丸	25. 6.20
JM4624	123217	第八大栄丸	25. 6. 6
JM5415	127771	睦丸	25. 6.20
JM5814	130445	第三十八フェリー美咲	25. 6.26
JM5865	131233	明安丸	25. 6. 4
JM6257	133539	第八十二東洋丸	25. 6. 5
JM6319	133641	第拾八榮福丸	25. 6. 3

○国土交通省告示第七百四十号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。
平成二十五年七月二十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	船舶番号	船名	交付日
A0719101	4	第3004いかり丸	平成19.10.19